和寒町

公共施設等総合管理計画

平成２９年３月
（令和２年度改定）

目次　　ページ

はじめに
１．背景と目的　1
２．本計画の位置づけ　2
３．計画期間　2

Ⅰ 和寒町の概要

１．和寒町の概要　3
２．人口動向（人口ビジョンより）　5
３．財政状況　7

Ⅱ 和寒町の公共施設の現状

１．公共施設等の状況　10
２．公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込み　32

Ⅲ 公共施設等の計画的な管理に関する基本方針

１．公共施設等の課題　34
２．公共施設マネジメントの基本的考え方　36
３．公共施設等の総量に関する基本方針　43
４．公共施設等の維持管理方針　47
５．フォローアップの実施方針　50

Ⅳ 施設分類ごとの基本方針

１．公共施設（建物）　51
２．インフラ系施設　53

はじめに

1. 背景と目的

わが国では、高度経済成長期からバブル期にかけて、行政需要や住民ニーズの高まりにより、多くの公共施設を整備してきました。その結果、多くの公共施設を保有し、町民の利便性が向上した一方、公共施設を取り巻く環境の変化等への対応が求められています。

これらの施設の多くは建設から 20～30 年以上が経過し、経年劣化による老朽化を順次迎えることから、改修や改築費用が町財政にとって大きな負担になることが予測されます。

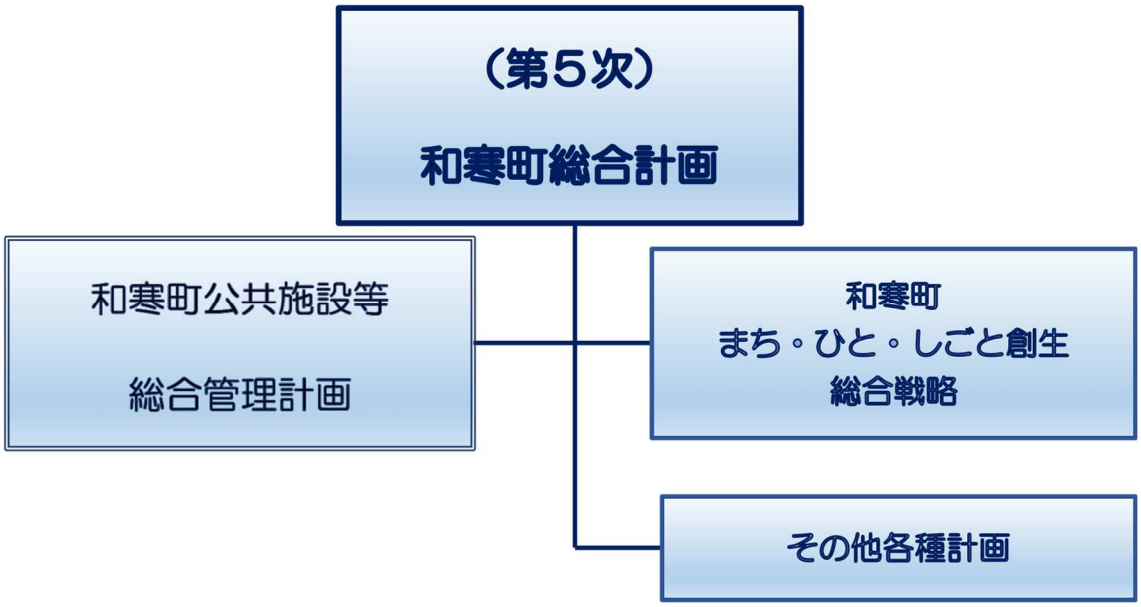
また、今後においても人口減少や少子高齢化の進行が予想され、扶助費などの社会保障費が増加する一方で、町税などの歳入の伸びが期待できないことから、限られた財源の下で公共施設をどのように運営、維持していくのか、その対策が大きな課題となっています。

こうした状況の中、各施設の維持管理や運営については、各所管課によって行われており、全庁的な公共施設の現状や運営状況などを横断的に分析、課題の整理等を行い、公共施設のマネジメントに取り組んで行く必要があります。

本計画は、町の保有する公共施設について、その配置や利用状況、老朽化の状態などの現状及び課題を整理し、適正な施設配置や長寿命化を含めた維持管理など、将来を見据えた公共施設の在り方について検討し、よりよいまちづくりを進めていくことを目的に策定いたしました。

今回の改定は令和 2 年度に個別施設計画を策定したことに伴い、その内容を反映させたものとなります。その他の個別施設計画や長寿命化計画についても、完成次第、随時内容の反映を行います。

2. 本計画の位置づけ



公共施設等総合管理計画は、町の総合計画を最上位計画とし、各長寿命化計画等の個別の計画と相互に連携を図りながら公共施設等実施計画を策定し、公共施設の管理・整備を通じて住みよいまちづくりの一端を担うものです。

3. 計画期間

本計画の期間は、令和２（２０２０）～令和１２（２０３０）年度までの 10 年間とします。ただし、計画期間内であっても必要に応じて適宜方針を見直すものとします。

Ⅰ 和寒町の概要

1. 和寒町の概要

（1）和寒町の概況

①地勢・位置

和寒町は北海道の中央よりやや北部に位置し、名寄盆地の最南端、塩狩峠の麓に広がっており、町の総面積は 224.83 ㎢です。

■上川総合振興局の市町村における和寒町の位置図



和寒町の位置図

②気候

和寒町は周囲を山に囲まれていることもあり、冬の冷え込みは厳しく、最低気温は－３０℃前後になることもあり、日本有数の寒い地域として知られています。夏と冬では実に 70℃を超える温度差があります。

③産業

和寒町の主な産業は農業です。水稲を主要作物に作付面積日本一を誇る南瓜や、雪の下で保存することによっておいしさを増した越冬キャベツが有名で全国

でも広く知られています。食用の南瓜の種子であるペポカボチャの種子を食品利用するための研究にも取り組んでおり、地域特産食品化を目指しています。

（２）町のおいたち

和寒町の名前は、アイヌの言葉で「楡の木の傍ら」を意味する「ワットサム」より転化したものと言われています。昔、楡の木が繁茂していたところから名づけられたものです。

明治 32 年 11 月、鉄道の開通に伴い本州各地から移住してきた先人たちにより開拓され、大正 4 年 4 月に剣淵村（現在の剣淵町）から独立し、ひとつの自治体として「和寒村」となりました。昭和 27 年に町制施行で「和寒町」となり、平成 27 年には開村 100 周年を迎えました。

2. 人口動向（人口ビジョンより）

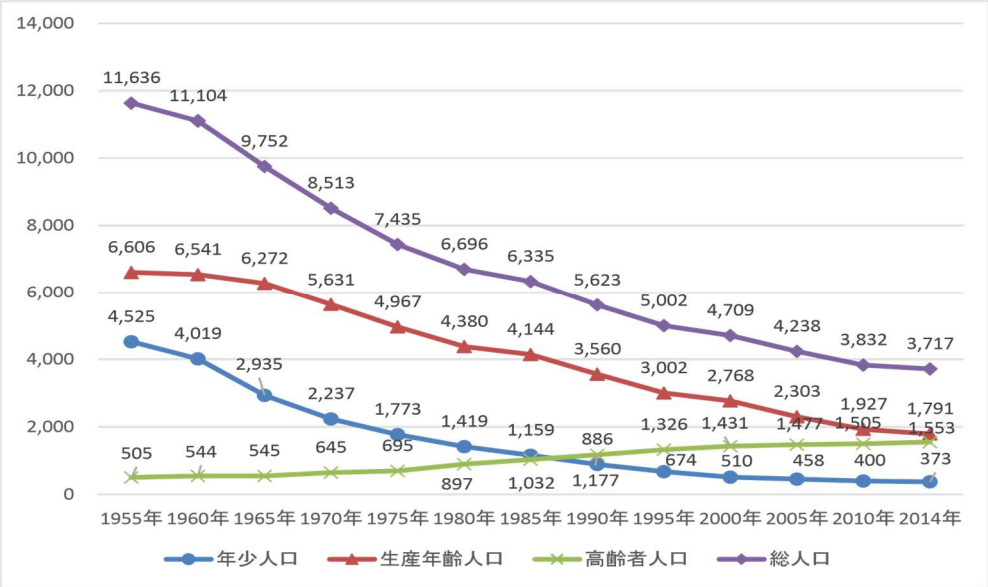
（１）年齢区分別の人口推移

国勢調査によると、和寒町の人口は 1955（昭和 30）年の 11,636 人をピークとして減少傾向が続いており、2014（平成 26）年の住民基本台帳人口は 3,717 人まで減少しています。5 年単位の増減率では前期比 3～12%のペースで減少しています。

年齢区分別に見ると、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15～64 歳）はいずれも昭和 30 年から減少傾向にあり、平成 26 年では昭和 30 年と比べて生産年齢人口は 72.9%、年少人口は 91.8%減少しています。

一方で高齢者人口（65 歳以上）は増加を続けています。平成 2 年に年少人口と逆転し、平成 26 年には昭和 30 年と比べて約 3 倍となり、生産年齢人口とほぼ同数に近づいています。平成 28年における総人口に占める高齢者人口の割合は 43.0%まで上昇しています。

■和寒町の人口推移　（単位：人）

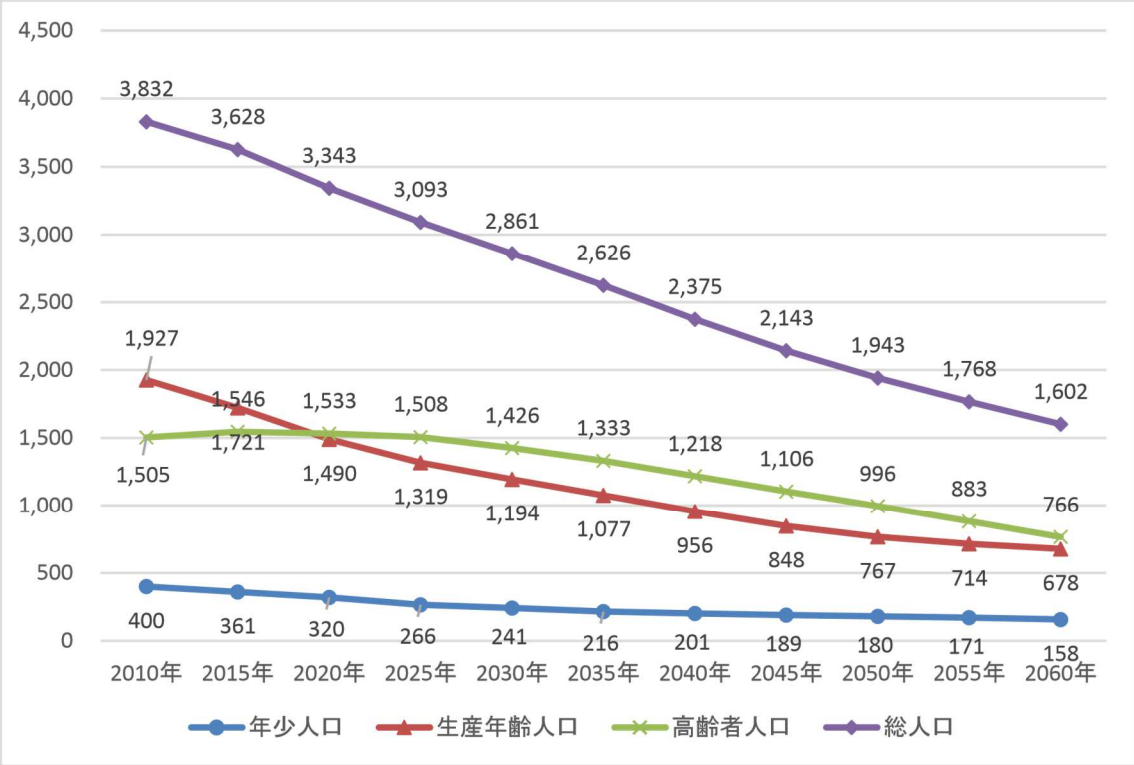


（２）将来の人口予測

国立社会保障・人口問題研究所の予測によると、2060 年（令和 42 年）の本町の人口は、2015（平成 27）年から約 65%減の 1,220 人と推計されています。

これに対し、和寒町の人口ビジョンでは、出生率向上や社会減抑制などの人口減少対策を推進することで、2060 年の人口を 1,602 人とする目標を掲げています。

■和寒町の将来人口予測（和寒町人口ビジョンより）　　（単位：人）



3. 財政状況

(１)歳入歳出決算額の推移

和寒町の直近５年間の一般会計の歳入歳出決算額の推移は下記の通りです。歳入、歳出とも概ね 40～４５ 億円前後で推移しています。各科目の内訳等について詳細は後述しますが、2015 年度を境に、公共施設への投資額は年々減少しています。

歳入額と歳出額の差額である歳入歳出差引額は、概ね １ 億円～２ 億円前後の範囲で推移しています。

■直近５ヶ年の歳入歳出決算額の推移（単位：百万円）



（２）科目別歳入決算額の推移

和寒町の直近５年間の歳入の状況は下記の通りです。

科目別では地方交付税のウエイトが最も大きく、歳入全体の 50%を超えています。次いで国庫支出金、都道府県支出金、地方債の３つで歳入全体の 7～8 割程度を占めています。

自主財源の構成比は概ね歳入全体の 22%前後です。自主財源の中で主たる財源である地方税による税収は、歳入全体の約 6%台で安定的に推移しています。

■直近５ヶ年の科目別の歳入決算額と構成比の推移（単位：千円、%）

歳入科目		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源	地方税	285,306	6.61%	293,658	6.38%	309,006	6.78%	302,887	6.99%	301,097	6.73%
	分担金及び負担金	49,168	1.14%	61,761	1.34%	46,630	1.02%	50,295	1.16%	49,320	1.10%
	使用料	91,879	2.13%	90,675	1.97%	89,447	1.96%	85,190	1.97%	80,073	1.79%
	手数料	4,739	0.11%	4,868	0.11%	5,218	0.11%	4,994	0.12%	4,844	0.11%
	財産収入	41,297	0.96%	41,939	0.91%	57,567	1.26%	39,808	0.92%	45,730	1.02%
	寄附金	8,385	0.19%	31,070	0.68%	30,123	0.66%	60,322	1.39%	44,167	0.99%
	繰入金	142,629	3.30%	401,574	8.73%	494,267	10.84%	318,182	7.34%	362,120	8.09%
	繰越金	78,467	1.82%	36,014	0.78%	84,742	1.86%	10,025	0.23%	13,500	0.30%
	諸収入	76,897	1.78%	74,483	1.62%	75,397	1.65%	126,188	2.91%	99,942	2.23%
	自主財源　小計	778,767	18.03%	1,036,042	22.53%	1,192,397	26.15%	997,891	23.03%	1,000,793	22.37%
依存財源	地方譲与税	101,347	2.35%	100,109	2.32%	99,822	2.19%	100,601	2.32%	104,211	2.33%
	利子割交付金	431	0.01%	277	0.01%	497	0.01%	417	0.01%	214	0.00%
	配当割交付金	866	0.02%	516	0.01%	710	0.02%	567	0.01%	704	0.02%
	株式等譲渡所得割交付金	723	0.02%	312	0.01%	720	0.02%	494	0.01%	461	0.01%
	地方消費税交付金	74,626	1.73%	64,964	1.50%	68,370	1.50%	69,481	1.60%	65,735	1.47%
	自動車税環境性能割交付金		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%	3258	0.07%
	特別地方消費税交付金軽油取引税・		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
	自動車取得税交付金	15,367	0.36%	17,059	0.39%	24,966	0.55%	22,473	0.52%	11,288	0.25%
	地方特例交付金	776	0.02%	785	0.02%	865	0.02%	1148	0.03%	9885	0.22%
	地方交付税	2,466,493	57.11%	2,395,820	55.47%	2,367,318	51.91%	2,328,846	53.75%	2,334,066	52.16%
	交通安全対策特別交付金	1,127	0.03%	1,064	0.02%	961	0.02%	854	0.02%	886	0.02%
	国庫支出金	152,033	3.52%	201,367	4.66%	211,633	4.64%	181,567	4.19%	225,165	5.03%
	都道府県支出金	338,971	7.85%	336,790	7.80%	354,797	7.78%	344,603	7.95%	393,852	8.80%
	地方債	387,540	8.97%	444,373	10.29%	237,534	5.21%	284,122	6.56%	324,155	7.24%
	依存財源　小計	3,540,300	81.97%	3,563,436	77.47%	3,368,193	73.85%	3,335,173	76.97%	3,473,880	77.63%
歳入合計		4,319,067	100.00%	4,599,478	100.00%	4,560,590	100.00%	4,333,064	100.00%	4,474,673	100.00%

（３）科目別歳出決算額の推移

和寒町の直近 5 年間の歳出の状況は下記の通りです。

歳出の決算額を性質別の経費科目ごとに見ると、普通建設事業費が大半を占める投資的経費が最も大きなウエイトを占めており、2015 年度以降は、歳出全体の 15～20%前後で推移しています。構成比では次いで補助費や人件費、物件費が続き、借金の返済費用である公債費は 10%前後で推移しています。

2015 年度以降、普通建設事業費は年々減少傾向にあり、2011 年度からの５年間平均の 11.5 億円と比べると、投資に回している金額が大幅に減少していることが分かります。

直近５ヶ年の普通建設事業費の平均は、約 7.2 億円になります。これは、毎年インフラ系施設も含めた公共施設等の建設や改修に充てられる財源の目安ととらえることができます。

■直近 5 ヶ年の（性質別経費）科目別の歳出決算額と構成比の推移（単位：千円、%）

歳出科目（性質別経費）	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
人件費	604,603	14.41%	612,376	13.86%	624,608	13.97%	621,146	14.58%	608,463	13.93%
物件費	642,414	15.32%	705,260	15.96%	693,122	15.51%	681,208	15.98%	659,453	15.10%
維持補修費	130,884	3.12%	125,700	2.84%	130,547	2.92%	116,709	2.74%	113,773	2.61%
扶助費	173,083	4.13%	164,449	3.72%	163,343	3.65%	166,864	3.92%	159,549	3.65%
補助費等	978,950	23.34%	1,056,371	23.91%	1,139,996	25.51%	999,272	23.45%	1,159,655	26.56%
公債費	445,271	10.62%	443,708	10.04%	471,381	10.55%	444,727	10.44%	461,021	10.56%
元金	412,196	9.83%	414,819	9.39%	446,393	9.99%	423,545	9.94%	443,033	10.15%
利子	33,075	0.79%	28,889	0.65%	24,988	0.56%	21,182	0.50%	17,988	0.41%
積立金	47,192	1.13%	68,271	1.55%	75,736	1.69%	122,247	2.87%	100,113	2.29%
投資及び出資金・貸付金	55,783	1.33%	51,240	1.16%	53,700	1.20%	58,247	1.37%	49,585	1.14%
繰出金	303,766	7.24%	307,760	6.96%	314,489	7.04%	297,220	6.97%	419,283	9.60%
前年度繰上充用金		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
投資的経費	812,352	19.37%	883,663	20.00%	802,631	17.96%	753,950	17.69%	635,970	14.56%
普通建設事業費	796,900	19.00%	798,741	18.08%	766,332	17.15%	642,324	15.07%	601,959	13.78%
災害復旧事業費	15,452	0.37%	84,922	1.92%	36,299	0.81%	111,626	2.62%	34,011	0.78%
失業対策事業費		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
歳出合計	4,194,298	100.00%	4,418,798	100.00%	4,469,553	100.00%	4,261,590	100.00%	4,366,865	100.00%

Ⅱ 和寒町の公共施設の現状

1. 公共施設等の状況

（1）公共施設等の分類

本町が保有する公共施設等のうち、公共施設（建物）とインフラ系施設を対象とします。公共施設（建物）については、下図のとおり分類します。

インフラ系施設については、道路、橋梁、公園、上下水道施設の４類型を対象として現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■公共施設等の分類

大分類	分類	主な施設
公共施設（建物）	01. 行政施設	役場庁舎、消防庁舎
	02. 保健福祉施設	特別養護老人ホーム、保健センター、保育所
	03. 医療施設	町立病院、病院住宅
	04. 集会施設	町民センター、地域センター、集会所
	05. 社会教育施設	公民館、図書館、郷土資料館、総合体育館
	06. 産業関連施設	米穀類乾燥調製貯蔵施設木質バイオマス燃料製造施設、農業活性化センター
	07. 観光施設	塩狩峠記念館、三笠山自然公園子どもの国管理棟
	08. 学校教育施設	小・中学校
	09. 住宅	公営住宅、職員住宅、教職員住宅、地域住宅
	10. 環境衛生施設	浄水場、リサイクルセンター
	11. その他の施設	旧校舎、バス待合所
インフラ系施設	道路	町道、農道、林道
	橋梁	橋梁
	公園	公園
	上下水道	管渠・ポンプ施設・浄水場など

（２）公共施設（建物）の総量に関する状況

さまざまな住民サービス活動（事業活動）に用いられる資産を、そのサービスの内容に基づき分類し、その施設数や規模について集計しました。

本町の公共施設（建物）延床面積（単位は㎡と表記）の合計は約 9.3 万㎡となっています。施設件数では住宅が最も多く、次いで集会施設が充実していることがわかります。延床面積でも最も大きいのは公営住宅で、次いで、大きな施設が多い社会教育施設や学校教育施設などが続きます。

住民一人当たりの延床面積については、2020 年度末現在の人口 3,243 人で算出しています。

■施設分類別の延床面積

■提出一覧表より（2020年度末人口3,243人として）

施設分類名	合計（棟）	総面積（㎡）	人口一人当たり総面積（㎡）	構成比
行政施設	3	3,649.00	1.13	3.9%
保健福祉施設	7	7,447.00	2.30	8.0%
医療施設	5	3,238.00	1.00	3.5%
集会施設	16	5,573.00	1.72	6.0%
社会教育施設	8	11,473.00	3.54	12.4%
産業関連施設	9	6,867.00	2.12	7.4%
観光施設	6	929.00	0.29	1.0%
学校教育施設	2	8,203.00	2.53	8.8%
住宅	65	35,603.00	10.98	38.4%
環境衛生施設	13	5,234.00	1.61	5.6%
その他の施設	7	4,535.00	1.40	4.9%
合計	141	92,751.00	28.60	100.0%

（３）公共施設（建物）の老朽化に関する状況

これまで本町が保有する公共施設（建物）の建設や改修に投資してきた額の合計は、約 126 億円となります。特に金額が大きいものは、産業関連施設、社会教育施設などです。

また、施設がどの程度老朽化しているかを示す老朽化率を見ると、本町の建物全体では 64.93%となっています。施設分類ごとに差があり、全体平均より老朽化率が低い（比較的新しい施設が多い）ものとしては、学校教育施設、産業関連施設、観光施設などがあります。

一方で老朽化率が高い（古い施設が多い）ものとしては、住宅、社会教育施設、社会教育施設などがあげられます。

■施設分類別の老朽化の状況

施設分類	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	期末帳簿価額（千円）	老朽化率（%）
01.行政施設	1,155,441	761,050	394,391	65.87%
02.保健福祉施設	1,489,621	1,014,807	474,815	68.13%
03.医療施設	630,756	334,157	296,598	52.98%
04.集会施設	874,610	645,812	228,799	73.84%
05.社会教育施設	2,356,632	1,746,152	610,480	74.10%
06.産業関連施設	2,559,785	1,685,563	874,222	65.85%
07.観光施設	264,438	119,660	144,778	45.25%
08.学校教育施設	999,022	237,868	761,154	23.81%
09.住宅	417,352	353,346	64,006	84.66%
10.環境衛生施設	1,049,952	705,879	344,074	67.23%
11.その他の施設	789,366	568,270	221,096	71.99%
総計	12,586,975	8,172,563	4,414,412	64.93%

※取得価額…建築価額または再調達価額（総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」記載の構造・用途別単価×延床面積）としています。

※減価償却累計額…総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」記載の建物の耐用年数表及び償却率表に従い、償却率×取得価額×耐用年数として算出しています。

※期末帳簿価額…取得価額－減価償却累計額として算出しています。

※老朽化率…減価償却累計額÷取得価額として算出しています。

（４）耐震化の状況

現行の耐震基準（新耐震基準）は、1981 年（昭和 56 年）に改正され、導入されたものです。新耐震基準の考え方は、中規模の地震（震度５強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度６強から震度７程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものとなっています。

上記をひとつの基準とし、本町における取得年度（建築年度）別の延床面積（㎡）を見ると下図のとおりになります。

本町においては、旧耐震基準（1981 年以前）に建築されたものが、29.52%を占めています。約 3 割弱の建物が旧耐震構造による建築物となっており、耐震化や長寿命化など、今後の対応を考える必要があります。

本町では、1981 年以前の建物で耐震化診断を行い耐震が必要とされた施設については、耐震化を行っています。

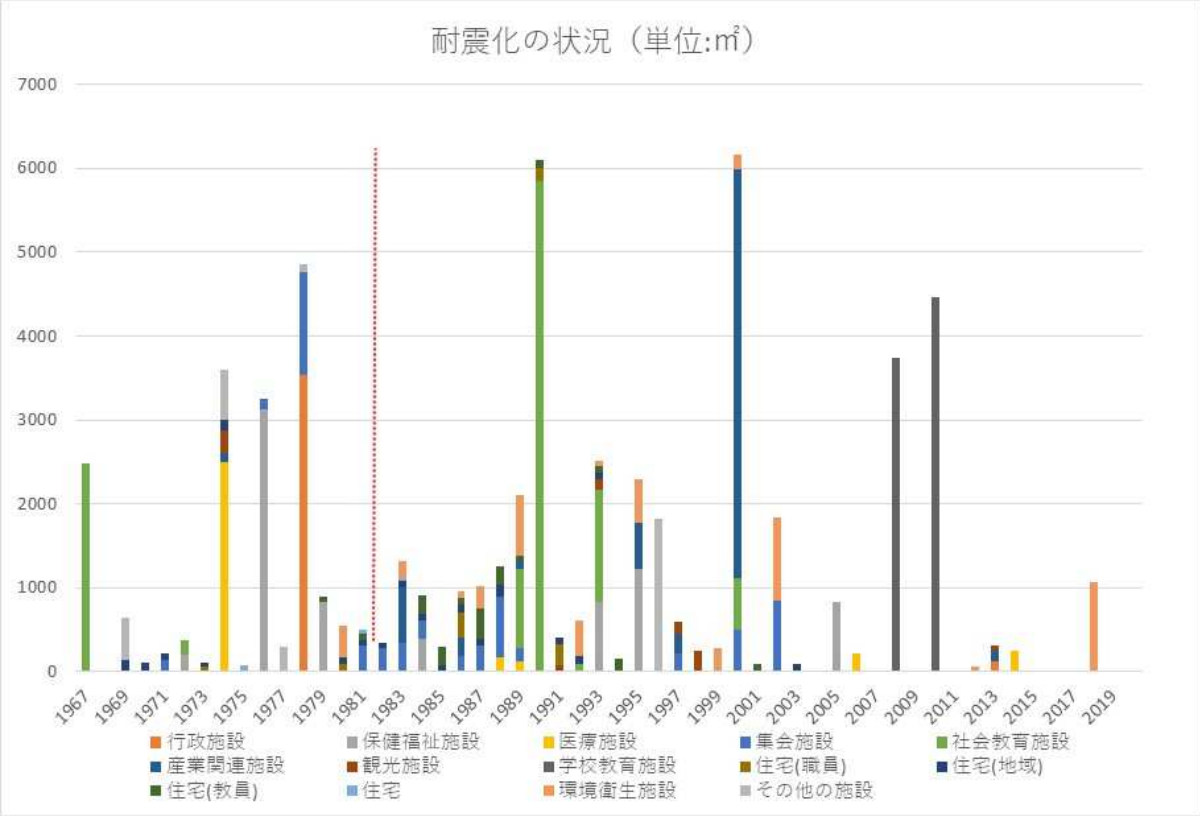
【本町の状況】

庁舎・町民センター、保育所…耐震改修実施済み

消防庁舎、和寒中学校、芳生苑…耐震診断の結果耐震性有

郷土資料館、和寒町保養センター…耐震診断未実施

■取得年度別・分類別延床面積（単位：㎡）



（５）施設分類別の状況

①行政施設

本町の総合庁舎には、役場庁舎の他に町民センターと消防庁舎が複合化されていますが、ここでは役場庁舎としての機能を有する部分及び公用車の車庫、燃料熱源供給施設を対象として集計しています。

■主な施設

No.	資産名称	面積	取得年度	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	期末簿価（千円）
1	役場庁舎	2,839.00	1978	748	598,469	149,617
2	消防庁舎事務所	691.00	1978	124	124,380	0
3	木質バイオマス燃料熱源供給施設	119.00	2013	283	38,202	244,773

※千円単位表記のため、償却済み資産は０円表記となっています。

■役場庁舎



■消防庁舎



■木質バイオマス燃料熱源供給施設



②保健福祉施設

保健福祉施設としては、高齢者福祉関連の施設と、子育て支援関連の施設を分類しています。保健福祉センターやデイサービスセンターのような 1990 年代に建てられた比較的新しめの建物と、生きがいセンターや子育て支援センターのように 1970～1980 年代に建てられた比較的古い建物に二分されます。

■主な施設

No.	資産名称	面積	取得年度	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	期末簿価（千円）
4	保健福祉センター	1,230.00	1995	462	212,350	249,280
5	特別養護老人ホーム芳生苑	3,120.00	1976	459	429,264	29,268
6	デイサービスセンター健楽苑	837.00	1993	309	170,063	139,143
7	高齢者共同福祉住宅かたくり荘	832.00	2005	180	122,409	57,124
8	生きがいセンター	208.00	1972	21	20,800	0
9	保育所	825.00	1979	59	58,884	0
10	子育て支援センター子ども館	395.00	1984	1	1,037	0

※千円単位表記のため、償却済み資産は０円表記となっています。

■保健福祉センター



■デイサービスセンター健楽苑



③医療施設

本町には町立病院があり、その周辺施設として医師住宅を医療施設として分類しています。町立病院は増改修を重ねており、本町の公共施設の中でもこれまでの投資額がかなり大きな部類に入ります。病院住宅の中には比較的新しいものもありますが、新しいものほど再調達価額も高い傾向にあります。

■主な施設

No.	資産名称	面積	取得年度	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	期末簿価（千円）	老朽化率
11	町立和寒病院	2,491.00	1974	547	281,600	265,464	51.5%
12	病院住宅(院長)	241.00	2014	30	8,218	21,914	27.3%
13	病院住宅(副院長)	214.00	2006	24	15,502	8,858	63.6%
14	病院住宅(技師)	116.00	1989	12	11,238	363	96.9%
15	病院住宅	176.00	1988	18	17,600	0	100.0%

※千円単位表記のため、償却済み資産は０円表記となっています。

■町立病院



④集会施設

交流施設ひだまり、町民センターや地域ごとに配置されている集会所や地域センターを集会施設として分類しています。ほとんどが築 30 年以上経過している古いものばかりであり、全体的に老朽化率が高くなっています。

■主な施設

No.	資産名称	面積	取得年度	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	期末簿価（千円）	老朽化率
16	交流施設ひだまり	839.00	2002	223	78,604	144,702	35.2%
17	和寒町民センター	1,225.00	1978	190	159,495	30,380	84.0%
18	西町町民センター(産業会館)	714.00	1988	106	67,584	38,016	64.0%
19	若草集会所	129.00	1976	13	12,900	0	100.0%
20	三笠地域センター	221.00	1997	65	64,995	0	100.0%
21	三笠南集会所	304.00	1981	29	28,880	0	100.0%
22	三和構造改善センター	314.00	1987	30	29,830	0	100.0%
23	松岡地域センター	199.00	2000	57	47,237	9,813	82.8%
24	西和地域センター	282.00	1982	27	26,790	0	100.0%
25	大成寿の家	168.00	1989	16	15,960	0	100.0%
26	中和地域センター	301.00	2000	29	25,995	2,600	90.9%
27	東町地域センター	337.00	1983	32	32,015	0	100.0%
28	もみじ集会所	178.00	1986	24	20,892	3,288	86.4%
29	福原集会所	95.00	1971	9	9,025	0	100.0%
30	北原構造改善センター	218.00	1984	21	20,710	0	100.0%
31	朝日集会所	49.00	1971	5	4,900	0	100.0%

※千円単位表記のため、償却済み資産は０円表記となっています。

■交流施設ひだまり



⑤社会教育施設

公民館や図書館、郷土資料館、総合体育館など、住民が社会教育、スポーツの分野でサービスを享受することができる施設を分類しています。取得年度や老朽化率にはばらつきがありますが、公民館や図書館、研修館、総合体育館など、建築規模（面積や再調達価額）が大きいものが多くあり、更新費用や利用状況を踏まえて今後の方針を検討する必要があります。

■主な施設

No.	資産名称	面積	取得年度	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	期末簿価（千円）
32	公民館	2,475.00	1967	449	449,406	0
33	郷土資料館	163.00	1972	5	4,416	184
34	町立図書館	1,337.00	1993	477	238,497	238,497
35	研修館楡	1,545.00	1990	433	321,666	110,838
36	片栗庵	97.00	1992	9	9,215	0
37	北原交流展示館	943.00	1989	189	117,193	71,828
38	総合体育館	4,306.00	1990	622	522,581	99,539
39	東山スキー場ロッジ	607.00	2000	173	83,179	89,594

※千円単位表記のため、償却済み資産は０円表記となっています。

■公民館



■郷土資料館



⑥産業関連施設

農業を基幹産業とする本町においては、農業に関連する公共施設が多くあります。建築規模が大きい施設が多く、特に米穀類乾燥調製貯蔵施設は、本町の公共施設の中で再調達価額が最も多額の施設ですが、将来の大規模な修繕に備え、基金を設けて積立を行っています。

■主な施設

No.	資産名称	面積	取得年度	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	期末簿価（千円）	老朽化率
40	農業活性化センター	544.00	1995	2	2,365	0	100.0%
41	農産加工センター	160.00	1983	10	9,252	250	97.4%
42	米穀類乾燥調製貯蔵施設	4,886.00	2000	2,311	1,490,770	819,923	64.5%
43	木質バイオマス燃料製造施設	504.00	1983	35	35,280	0	100.0%
44	バーク供給センター	84.00	1989	9	9,270	0	100.0%
45	農村体験研修施設(ふれ愛の里)	225.00	1997	40	39,585	0	100.0%
46	移住定住促進滞在施設	115.00	1974	29	29,085	0	100.0%
47	和寒町自給肥料供給センター	220.00	1986	69	57,337	11,805	82.9%
48	農村体験交流滞在施設エココテージ	129.00	2013	55	12,618	42,244	23.0%

※千円単位表記のため、償却済み資産は０円表記となっています。

■農業活性化センター農想塾



■米穀類乾燥調製貯蔵施設



⑦観光施設

塩狩峠記念館、ふれあいのもりや三笠山自然公園、南丘森林公園内にある建物を観光施設として分類しています。三笠山自然公園にあるバンガローや炊事場、トイレなどの建物は、そのほとんどが既に耐用年数を迎えています。

2013（平成 25）年度に建設されたふれあいのもりは、本町の各種イベントの開催拠点として開設されたものです。

■主な施設

No.	資産名称	面積	取得年度	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	期末簿価（千円）	老朽化率
49	塩狩峠記念館	248.00	1998	54	45,599	8,686	84.0%
50	三笠山自然公園こどもの国管理棟	275.00	1974	19	19,250	0	100.0%
51	三笠山サーキット場管理事務所	78.00	1991	11	7,959	2,959	72.9%
52	南丘森林公園管理棟	114.00	1993	11	10,830	0	100.0%
53	イベント格納庫	146.00	1997	10	6,622	2,933	69.3%
54	ふれあいのもり	68.00	2013	160	29,400	130,200	18.4%

※千円単位表記のため、償却済み資産は０円表記となっています。

■塩狩峠記念館



■ふれあいのもり



⑧学校教育施設

本町にある小・中学校のうち現在も学校として稼働しているものは、小学校・中学校とも各１校となります。廃校となった学校の校舎や体育館は、用途転移となって別の施設として再利用されている場合が多く、施設分類としては後述するその他の施設に分類しています。

■主な施設

No.	資産名称	面積	取得年度	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	期末簿価（千円）	老朽化率
55	和寒小学校校舎・体育館	3,740.00	2008	952	228,380	723,203	24.0%
56	和寒中学校校舎・体育館	4,463.00	2010	47	9,488	37,951	20.0%

■和寒小学校



■和寒中学校



⑨住宅

住宅には公営住宅、地域住宅、職員住宅、教員住宅を分類しています。住宅は団地や地域住宅、教職員住宅単位で複数の建物をまとめて計上していますが、老朽化率が 100%に達している団地なども少なくありません。

古い住宅では、現在の生活環境に合わない状況もみられることから、様々な要素を加味して、今後の方針を検討する必要があります。

■主な施設

No.	資産名称	面積	取得年度	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	期末簿価（千円）	老朽化率
57	西町職員住宅(保養センター裏)	161.00	1990	0	389	0	100.0%
58	西町職員住宅(図書館裏)	93.00	1980	9	9,300	0	100.0%
59	三笠職員住宅(2階建て)	304.00	1986	32	28,560	3,360	89.5%
60	三笠職員住宅(平屋)	146.00	1991	15	11,699	3,631	76.3%
61	北町職員住宅(教育長住宅)	102.00	1991	10	10,200	0	100.0%
62	西町職員住宅(S48)	54.00	1973	5	5,400	0	100.0%
63	三和地域住宅(旧教頭住宅)	91.00	1986	9	9,100	0	100.0%
64	三和地域住宅(S62)	71.00	1987	7	7,100	0	100.0%
65	三和地域住宅(H4)	81.00	1992	8	8,100	0	100.0%
66	大成地域住宅(旧校長住宅)	81.00	1991	8	8,100	0	100.0%
67	中和地域住宅(S57)	68.00	1982	7	6,800	0	100.0%
68	中和地域住宅(S59)	71.00	1984	7	7,100	0	100.0%
69	中和地域住宅(S56)	68.00	1981	7	6,800	0	100.0%
70	北原地域住宅(旧校長住宅)	80.00	1971	8	8,000	0	100.0%
71	北原地域住宅(S55)	70.00	1980	7	7,000	0	100.0%
72	北原地域住宅(旧教頭住宅)	79.00	1988	8	7,900	0	100.0%
73	北原地域住宅(S63)	70.00	1988	7	7,000	0	100.0%

74	松岡地域住宅(S44)	48.00	1969	5	5,040	0	100.0%
75	松岡地域住宅(S45)	99.00	1970	10	10,395	0	100.0%
76	松岡地域住宅(S48)	60.00	1973	6	6,300	0	100.0%
77	松岡地域住宅(S49)	122.00	1974	13	12,810	0	100.0%
78	松岡地域住宅(S58)	78.00	1983	8	7,800	0	100.0%
79	松岡地域住宅増築分(S61)	13.00	1986	1	0	1,365	0.0%
80	松岡地域住宅(H5)	79.00	1993	8	7,900	0	100.0%
81	松岡地域住宅(H15)	84.00	2003	8	0	8,400	0.0%
82	中和地域住宅(S44)	82.00	1969	9	8,610	0	100.0%
83	中和地域住宅(S60)	78.00	1985	8	7,800	0	100.0%
84	三笠教員住宅(小学校S60)字三笠5番14	70.00	1985	7	7,304	0	100.0%
85	三笠教員住宅(中学校S60)字三笠5番14	70.00	1985	7	7,304	0	100.0%
86	三笠教員住宅(小学校S62)字三笠6番227	78.00	1987	8	7,800	0	100.0%
87	三笠教員住宅(小学校S60)字三笠6番25	70.00	1985	7	7,000	0	100.0%
88	三笠教員住宅(中学校S59増築)字三笠6番26	160.00	1984	16	16,000	0	100.0%
89	三笠教員住宅(小学校S61)字三笠6番26	75.00	1986	8	7,500	0	100.0%
90	三笠教員住宅(S62)字三笠7番1	66.00	1987	7	6,600	0	100.0%
91	三笠教員住宅(S63)字三笠7番1	66.00	1988	7	6,600	0	100.0%
92	日ノ出教員住宅(S56平家一戸)	84.00	1981	9	8,820	0	100.0%
93	日ノ出教員住宅(S62平家二戸)	146.00	1987	15	0	15,330	0.0%
94	日ノ出教員住宅(S62事務長宅)	73.00	1987	8	0	7,665	0.0%
95	日ノ出教員住宅(S63校長宅)	78.00	1988	8	0	8,190	0.0%
96	日ノ出教員住宅(H1教頭宅)	73.00	1989	8	0	7,665	0.0%
97	北町職員住宅(S54)	71.00	1979	7	7,455	0	100.0%
98	北町職員住宅(S59)	70.00	1984	7	7,000	0	100.0%
99	北町職員住宅(S63)	71.00	1988	7	7,100	0	100.0%
100	北町職員住宅(H2)	81.00	1990	8	8,100	0	100.0%
101	北町職員住宅(H5)	81.00	1993	8	8,100	0	100.0%
102	北町職員住宅(教頭住宅)	80.00	1994	8	8,000	0	100.0%
103	北町職員住宅(中学校H6)	80.00	1994	8	8,000	0	100.0%
104	北町職員住宅(校長住宅)	84.00	2001	8	0	8,400	0.0%
105	若草団地公営住宅	7,454.00		0	0	0	100.0%
106	ひまわり団地公営住宅	5,666.00		0	0	0	100.0%
107	あかしや団地公営住宅	1,954.00		0	0	0	100.0%
108	しらかば団地公営住宅	1,111.00		0	0	0	100.0%
109	しらかば団地地域特別賃貸住宅	1,630.00		0	0	0	100.0%
110	西町団地公営住宅	1,336.00		0	0	0	100.0%
111	朝日団地公営住宅	192.00		0	0	0	100.0%
112	東丘団地公営住宅	738.00		0	0	0	100.0%
113	日ノ出団地公営住宅	804.00		0	0	0	100.0%
114	もみじ団地公営住宅	3,190.00		0	0	0	100.0%
115	北町団地公営住宅	1,219.00		0	0	0	100.0%
116	大通公営住宅			0	0	0	100.0%
117	新若草公営住宅			0	0	0	100.0%
118	松岡地域住宅物置(S56)	46.00	1981	0	0	0	100.0%
119	中和地域住宅物置(S58)	30.00	1983	2	1,800	0	100.0%
120	三笠教員住宅(S50)字三笠6番227	73.00	1975	7	7,300	0	100.0%
121	三笠教員住宅物置(中学校S55)字三笠6番26	6.00	1980	0	360	0	100.0%

※千円単位表記のため、償却済み資産は０円表記となっています。

⑩環境衛生施設

浄水場やリサイクルセンター、ごみ処理場など、環境衛生に関連する施設を分類しています。廃棄物処理場などは規模も大きく投資額が大きな施設ですが、住民の生活には衛生上必要不可欠なものであるため、更新時期の見極めや必要額の準備など、事前に見定めておく必要があります。

■主な施設

No.	資産名称	面積	取得年度	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	期末簿価（千円）	老朽化率
123	東丘浄水場前処理施設	419.00	1992	59	45,848	12,932	78.0%
124	東丘浄水場	1,062.00	2018	59	3,094	55,686	5.3%
125	三和浄水場	214.00	1983	93	87,932	5,118	94.5%
126	西和飲雑用水施設浄水場	80.00	1986	73	63,253	9,957	86.4%
127	福原飲雑用水施設浄水場	61.00	1993	26	17,577	8,463	67.5%
128	リサイクルセンター	523.00	1995	23	17,199	5,461	75.9%
129	一般廃棄物最終処理場管理棟	285.00	1999	60	33,192	26,870	55.3%
130	一般廃棄物最終処理場水処理施設	162.00	2000	272	175,567	96,562	64.5%
131	生ごみ処理場	991.00	2002	69	40,279	29,091	58.1%
132	有害鳥獣焼却施設	66.00	2012	43	11,123	31,979	25.8%
133	和寒町保養センター	379.00	1980	91	75,658	14,842	83.6%
134	火葬場	268.00	1987	70	43,608	26,442	62.3%
135	下水終末処理場	724.00	1989	112	91,548	20,672	81.6%

※千円単位表記のため、償却済み資産は０円表記となっています。

■リサイクルセンター



⑪その他の施設

上記 10 分類のいずれにも分類できないものを、その他の施設としてまとめました。古くなって用途廃止されたものも含め、その多くがすでに減価償却を終えています。そのうち、廃校となった校舎や体育館は、フリースクールや宿泊施設などとして活用されています。バスの待合所は下記に記載したもの以外にも多数ありますが、その大半が既に耐用年数を迎えています。

■施設の一覧

No.	資産名称	面積	取得年度	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	期末簿価（千円）	老朽化率
136	防雪生活圏モデルサプセンター住宅	595.00	1974	62	62,475	0	100.0%
137	三笠重機車庫(役場重機車庫S52)	295.00	1977	18	17,700	0	100.0%
138	三笠重機車庫(役場重機車庫S53)	97.00	1978	6	5,820	0	100.0%
139	旧三和小学校校舎	1,824.00	1996	425	204,088	221,096	48.0%
140	旧中和小学校校舎	1,205.00	1965	108	108,450	0	100.0%
141	旧福原小学校校舎	512.00	1969	46	46,080	0	100.0%
142	三和バス待合所	7.00	1992	124	123,657	0	100.0%

※千円単位表記のため、償却済み資産は０円表記となっています。

（５）インフラ系施設の状況

①道路

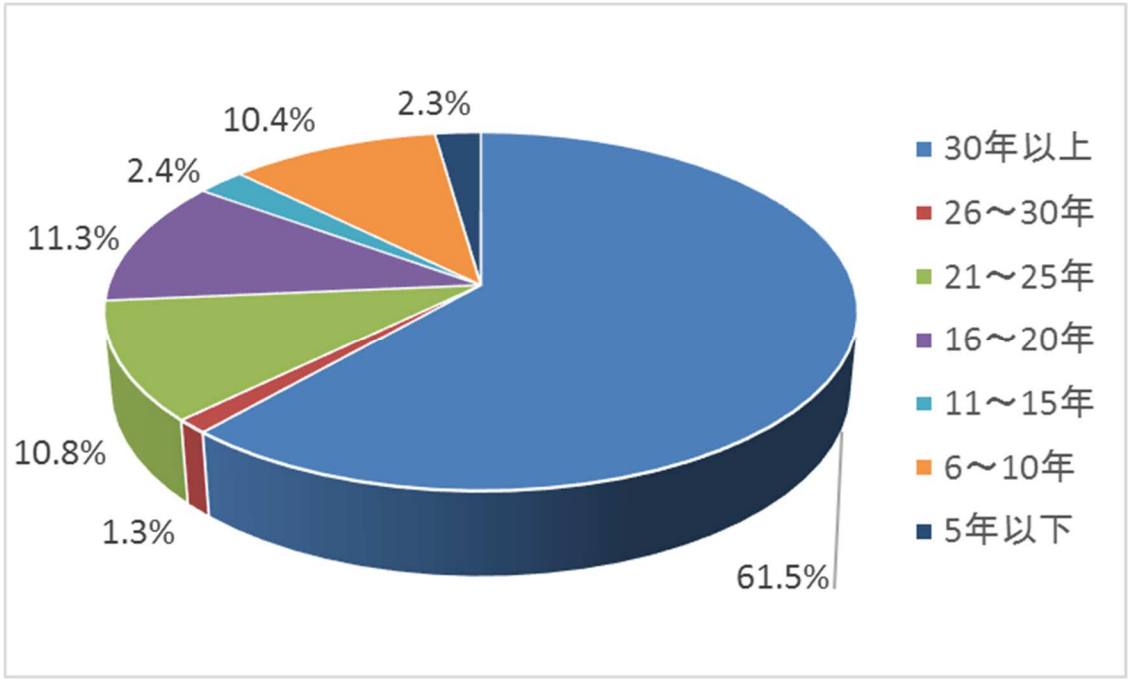
これまでに本町で整備されてきた道路の路線数は 280 本を超え、総延長は約 350 キロメートルになります。また、道路の整備に投資された金額（再調達価額）は約 590 億円にのぼります。

但し、道路全体の約 6 割が、道路台帳が作成された 1982（昭和 57 年）以前に整備されたものであるため、今後の更新については効率的な費用配分を目指して検討する必要があります。

（道路の現状を記載）

No.	資産名称	面積	取得年度	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	期末簿価（千円）	老朽化率
143	道路(285路線)	343,491.00	2020	59,080	0	0	#DIV/0!
144	道路(2路線)	6,201.00	2020	86	0	0	#DIV/0!

■経過年数別の道路延長の割合



②橋梁

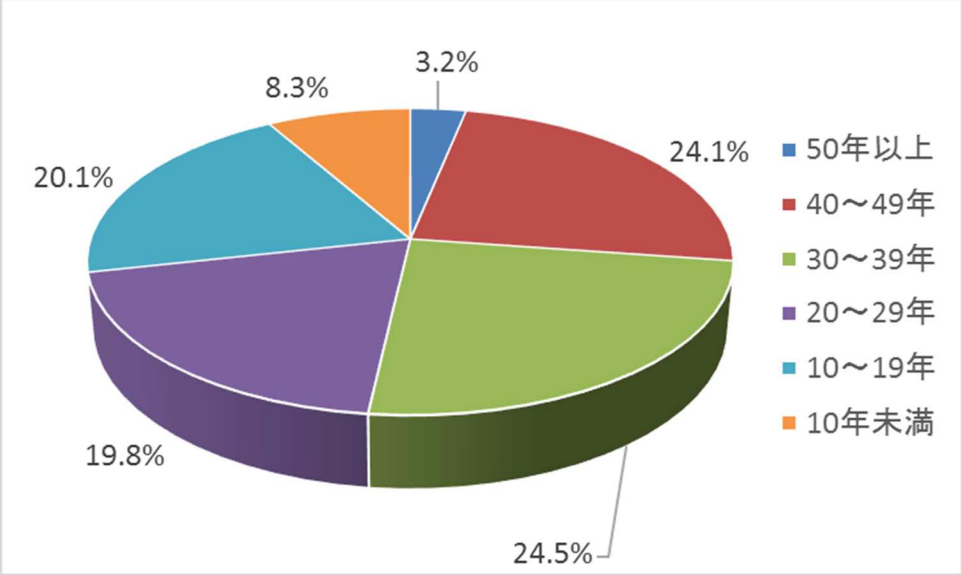
これまで本町で整備されてきた橋梁の件数は、歩道橋なども含め約 190 本、総延長は約 2,900 メートルになります。また、橋梁の整備に投資された金額（再調達価額）は約 39 億円になります。橋梁全体の老朽化率は約 48%となっています。経過年数別の橋梁延長の割合で見ると、30 年以上経過している橋が約半数を占めています。

現在、橋梁点検を行いながら、補修工事により長寿命化を図っています。

（橋梁の現状を記載）

No.	資産名称	面積	取得年度	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	期末簿価（千円）	老朽化率
152	橋梁(188本)	2,888.00	2020	3,885	0	0	#DIV/0!

■経過年数別の橋梁延長の割合



③公園

本町にある公園は、児童公園も含めそのほとんどが自治会に管理を委託しています。公園に関する維持管理費用としては、各自治会への管理委託料のみとなります。

（公園の現状を記載）

No.	資産名称	面積	取得年度	取得価額（千円）	減価償却累計額（千円）	期末簿価（千円）	老朽化率
145	もみじ団地幼児公園	466.00	1975	0	0	0	100.0%
146	中央公園	1,102.00	1975	0	0	0	100.0%
147	若草公園	4,176.00	1975	0	0	0	100.0%
148	若草団地幼児公園(北)	500.00	1975	0	0	0	100.0%
149	若草団地幼児公園(南)	56.00	1975	0	0	0	100.0%
150	ひまわり団地児童公園	1,680.00	1975	0	0	0	100.0%
151	しらかば団地幼児公園	267.00	1975	0	0	0	100.0%

④上下水道

本町においては、簡易水道は 1995（平成 7 年）から 2009（平成 21 年）にかけて町内の各地域について整備がされ、現在の給水人口は約 3,400 人となっています。その間に投資された事業費は、約 2 億円となります。

なお、浄水場施設は 2018（平成 30 年）に新設され、同年度から供用開始となりました。

一方、公共下水道は 1987（昭和 62 年）から整備が実施され、1996（平成 8 年）頃までに、ほとんどの地域に管渠が布設されました。

また、農業集落排水については、1966（昭和 41 年）から国の直轄明渠排水事業として造成された第 2 支線排水路は、部分改修を行いました。

■簡易水道の普及状況

項目		単位	令和元年度	平成30年度	対前年度比増減
計画給水人口		人	4,944	4,944	100.0%
行政区域内人口　A		人	3,259	3,333	97.8%
給水人口　B		人	3,053	3,103	98.4%
普及率　B/A		%	93.7%	93.1%	100.6%
配水量	年間　C	㎥	372,768	387,011	96.3%
	一日平均	㎥	1,021	1,060	96.3%
	一日最大	㎥	1,283	1,404	91.4%
有収水量	年間　D	㎥	257,975	271,311	95.1%
	一日平均	㎥	707	743	95.2%
有収率　D/C		%	69.2%	70.1%	98.7%
給水栓数	給水栓数	栓	1,759	1,770	99.4%
	給水	栓	1,546	1,607	96.2%
	契約栓数	栓			
	稼働率	%	87.9%	90.8%	96.8%
給水使用開始		件	131	115	113.9%
給水使用中止		件	162	150	108.0%

■公共下水道の普及状況

項目		単位	令和元年度	平成30年度	対前年度比増減
計画人口		人	2,330	2,330	100.0%
行政区域人口　A		人	3,259	3,333	97.8%
処理区域人口　B		人	2,345	2,385	98.3%
水洗化人口　C		人	2,277	2,312	98.5%
普及率　B/A		%	72.0%	71.6%	100.6%
水洗化率　C/B		%	97.1%	96.9%	100.2%
処理水量	年間　D	㎥	271,301	282,328	96.1%
	一日平均	㎥	600	774	77.5%
	一日最大	㎥	1,400	1,400	100.0%
有収水量	年間　E	㎥	182,477	193,530	94.3%
	一日平均	㎥	500	530	94.3%
有収率　E/D		%	67.3%	68.5%	98.1%

2. 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込み

（1）公共施設（建物）の更新費用の見通し

本町の公共施設（建物）のそれぞれについて、耐用年数を迎える時期に、再度同じ規模・構造・用途で更新（建替え）を行った場合の費用を、その更新時期別に並べたものが、下記のグラフです。

最も耐用年数の到来までの年数が長い施設が更新時期を迎えるのは、約 40 年後になります。その間に各施設が順次耐用年数を迎えることになります。

公共施設（建物）全体の再調達価額合計は約 200 億円であり、そのうち約 20%の約 39 億円分が、既に更新時期を迎えています。

今後の更新費用を効率的に、かつ計画的に配分していかなければ、局所的な費用負担の増加により、町の財政を大きく圧迫することになります。

■更新年度別の建物の再調達価額（単位：百万円）



（２）住民一人当たりの負担額の推計

もし仮に、現状の公共施設（建物）を全て同規模のまま維持し続けたと仮定し、2020（令和２）～2060（令和 42）年までの 40 年間にかかる更新費用を平均的にならした場合、

毎年更新費用（2020～2060 年）…約 160 億円

年平均費用…160 億円÷40＝4 億円

これを前述の人口推移を基に、総人口での一人当たりの負担額の推移をみると下表の通りとなり、2060（令和 42）年には 2020（令和２）年と比較して約 2.6 倍、生産年齢人口での一人当たりの負担額は約 2.5 倍となります。

■人口減少も考慮した将来負担額の推計

	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
年間費用(億円)	4	4	4	4	4
予測人口(人)	3,156	2,518	1,983	1,557	1,220
一人当たり負担額（千円）	127	159	202	257	328
うち生産年齢人口（人）	1,395	1,117	860	654	562
生産年齢人口一人当たり負担額（千円）	287	358	465	612	712
※和寒町人口ビジョンより					

Ⅲ 公共施設等の計画的な管理に関する基本方針

1. 公共施設等の課題

(1)公共施設等の改修･更新等への対応

過去に整備を進めてきた公共施設等の老朽化が進んでいます。今後、これらの公共施設等の改修・更新等の費用が発生することが見込まれ、今までのように改修・更新等への投資を継続していくと、町の財政を圧迫し、他の行政サービス（機能）に重大な影響を及ぼす可能性が出てくることが予想されます。

このような状況を回避するには、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑制するとともに平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の再編成・管理に取り組み、将来にわたっての取捨選択を行う必要があります。

また、現在保有する公共施設等の情報については、一元管理し、より効率的な管理・運営を推進していくための組織体制の構築が課題となります。

(2)人口減少･少子高齢化社会への対応

本町の総人口は、昭和 30 年代前半をピークに減少を続け、和寒町人口ビジョンでは、2060（令和 42）年には 1,600 人となりますが、国立社会保障・人口問題研究所によれば、2060（令和 42）年には 1,220 人になるものと推計されています。

そのため、このような人口構成の大きな転換に伴う町民のニーズの変化に対応すべく、適正な公共施設等の総量規模や配置を検討していく必要があります。 また、地域によって人口増減の傾向や少子・高齢化の進行状況が異なっていること

から、各地域の特性に応じた公共施設等の適正な配置や管理・運営を行っていく必要があります。

（３）逼迫する財政状況への対応

今後、人口の減少に伴い町税収入等一般財源の減少が予想されることに加えて、少子・高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加することから、投資的経費等の公共施設等の維持管理のための財源確保が難しくなることが見込まれます。

こうした厳しい財政状況の中で、公共施設等の管理・運営にかかる費用を縮減し、なおかつ機能の維持を図っていくことが大きな課題となります。

また、民間企業との連携や、町民との協働も視野に入れながら、事業の効率化や維持管理費の削減に取り組む必要があります。

そのために、普通建設事業に係る地方債発行の抑制、経常経費の節減合理化、公共施設の運営・管理等の見直しや適切な維持修繕のための総合管理計画の策定を行い、更に事務事業や組織・機構の適宜見直し、民間委託の推進など行財政全般にわたる改革を計画的に推進します。

2. 公共施設マネジメントの基本的考え方

（１）基本的な考え方

公共施設マネジメントとは、縦割りにより各部署で管理していた公共施設等を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用、施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組みをいいます。

現状や課題に関する基本認識を踏まえ、公共施設マネジメントにおいては、人口構成など地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、本町において、目指すべき将来像「町民と行政が支え合う協働のまちづくり」の視点を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行っていきます。

また、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、新規の公共施設（建物）は、供給量を適正化することとし、公共施設等のコンパクト化（統廃合、規模縮小等）の推進を図ります。

既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設については、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を図ります。

また、情報の一元管理や共有を図り、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入を検討するなど、効率的な管理・運営を図ります。

①公共施設（建物）

■供給に関する方針

〇機能の複合化等による効率的な施設配置

・老朽化が著しいが、町民サービスを行ううえで廃止できない施設については、周辺施設の立地状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設配置及び町民ニーズの変化への対応を図ります。

〇施設総量の適正化

・町民ニーズや上位・関連計画、政策との整合性、費用対効果を踏まえながら、人口減少や厳しい財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化（縮減）を図ります。

■品質に関する方針

〇予防保全の推進

・日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や改修の実施により予防保全に努めます。

〇計画的な長寿命化の推進

・建築後長期間経過した施設については、大規模改修の検討と併せ耐震化を推進するとともに、長期的な視点に立って、計画的な点検の実施や維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を図ります。

■財務に関する方針

〇長期的費用の縮減と平準化

・改修・更新等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、歳出予算の縮減と平準化を図ります。

〇維持管理費用の適正化

・現状の維持管理にかかる費用や業務内容を分析し、維持管理費用や施設使用料等の適正化を図ります。

〇民間活力の導入

・施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

②インフラ系施設

■品質に関する方針

〇長寿命化の推進

・道路、橋梁、河川、上下水道、公園といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づく計画的な維持管理を行います。

■財務に関する方針

〇維持管理費用の適正化

・計画的な点検や維持補修により、維持管理費用の適正化及び平準化を図ります。

〇民間活力の導入

・施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

■供給に関する方針

〇社会構造の変化を踏まえ、適正な供給を図ります。

（２）公共施設の「施設総量」に関する基本的な考え方

① 財政状況や人口推計などを踏まえ、施設総量について一定範囲内にコントロールする考え方を導入する。

② 行政が提供しなければならないサービスは何かを常に検討し、町民・民間企業・社会福祉法人・NPO 法人などと協力して、地域社会全体としてサービス提供を実現する（サービスのうち一定割合のみ行政が担う考え方もある）。

③ 公共施設は本来の目的の他にも広い役割を担っており、まちづくり・防災・地域コミュニティなどの拠点であることを認識し、実施段階においては地域性を十分考慮する。

（３）公共施設の「安全性・長寿命化」に関する基本的な考え方

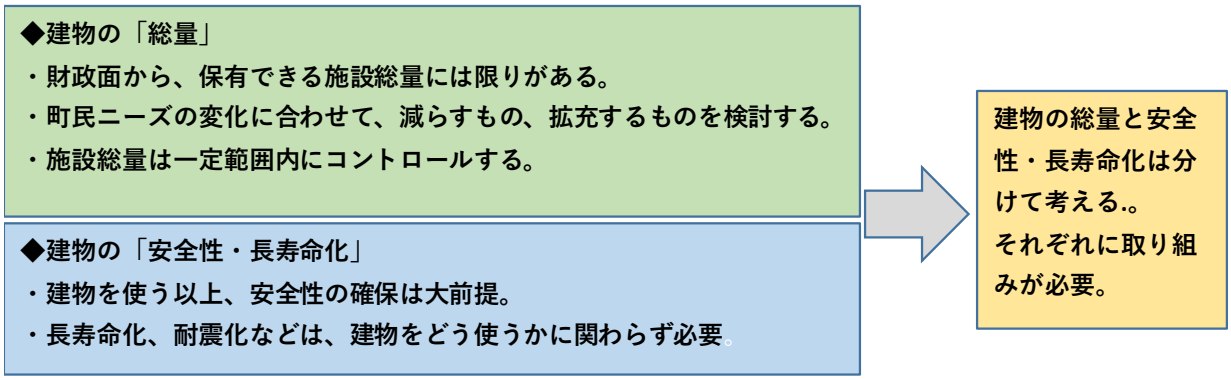
① 耐震補強や点検の実施により、安全性を確保する。

② 既存の施設を長寿命化し、極力長く使えるようにする。

③ 不具合発生の都度修繕を行う「事後保全」から、不具合が起こる前に計画的に修繕する「予防保全」への転換を目指す。

④ ユニバーサルデザイン[1]対応、環境負荷軽減対応などを適宜実施し、時代が求めるスペックの施設となるように努める。

1 ユニバーサルデザイン…文化・言語・国籍や老若男女の違いや障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計をいう。



（４）町民参加に関する基本的な考え方

① 公共施設は、町民の大切な資産であることを認識し、公共施設の課題と問題意識を共有する。

② 公共施設に関する検討の際には、町民参加による合意形成を図るものとする。合意形成にあたっては、特定の利害関係に影響されることなく、公平な意見聴取となるように留意する。

（５）ユニバーサルデザインに関する基本的な考え方

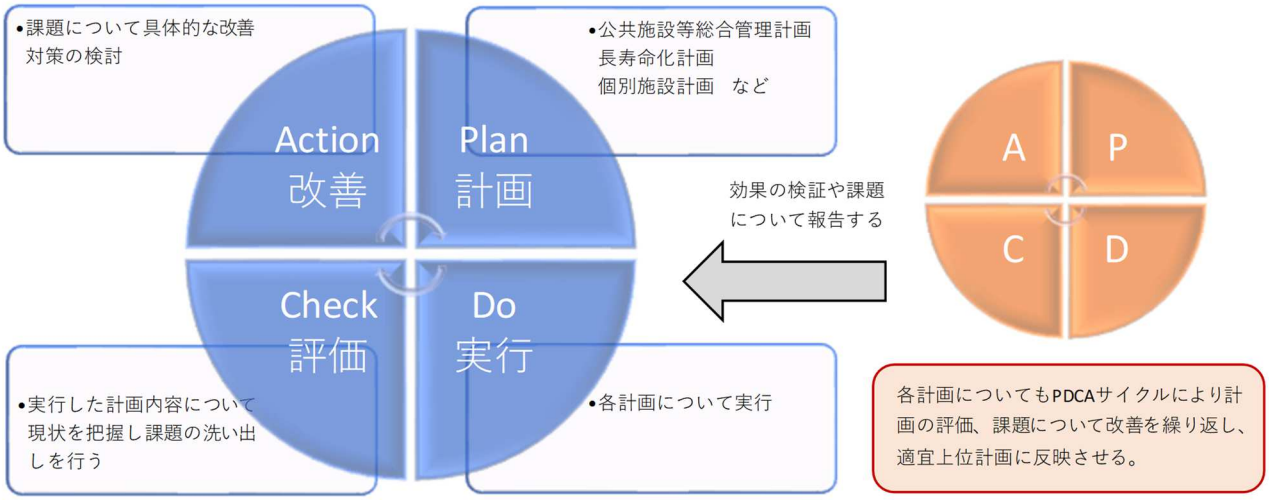
① ユニバーサルデザインとは「バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方（内閣府：障害者基本計画）」です。「総務省重点施策 2018（平成 29 年８月 31 日公表）」においても、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の推進」が重点施策の一つとして挙げられています。今後の施設更新の際は、施設の機能や目的、利用状況などを考慮しなが

ら、このユニバーサルデザインの視点を持って建物を設計し、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が施設を利用しやすい環境を整えていく方針です。

（6）PDCA サイクルの確立に関する基本的考え方

① 本計画は公共施設マネジメントに PDCA サイクルを取り入れ、常時、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を意識することにより、計画自体を継続的に改善していきます。

② 施設所管課は、本計画に基づいて施設ごとに再編計画や保全計画を作成し、PDCAを繰り返し、施設ごとに効果の検証と課題等を事務局に報告します。事務局は本計画の進行状況などをまとめ、内容の検討を繰り返すことにより、適正な計画へと見直しをしていきます。



3. 公共施設等の総量に関する基本方針

（１）資産更新の方針

長寿命化を積極的に推進しても、いずれ寿命がやってきます。更新（建替え）を考える際に、考慮すべきことは下記のとおりです。これらを検討して、必要なものについては更新を行うものとします。

① さらに長寿命化できないか（施設状態の点検）。
② 複合施設にできないか（他の建物に同居できないか。他の施設を取り込めないか）。
③ 施設の事業（ソフト面）が、今後も長期間にわたりニーズがあるかどうか検討する。
④ 法規面で問題はないか（用途地域など）。
⑤ 更新によって維持管理経費がどの程度縮減できるか試算する。

（２）用途廃止施設の方針

用途廃止施設の処分や転用などについては、以下の方針で取り組んでいきます。

① 使用できない建物は解体する（管理費用の縮減と防犯リスク低減）。
② 敷地については、売却や、他の施設の移転先として活用できないか検討する。
③ 使用可能な建物は、用途変更、売却、解体、現状維持などを比較検討する。

（３）施設総量適正化の具体的な取り組み

①公共施設（建物）

効率よくサービス提供し、同時に規模を適正化できる方策には、次のようなものがあります。

まず、用途転換は、建物躯体はそのままで、内装だけを改修して、これまでとは違う施設として利用する方法です。ニーズが増加して、これまでの施設数では不足しており、増設を検討する場合などに有効な選択肢となるものです。また、新築する場合に比べて迅速にサービス提供できることもメリットの一つです。そして複合化は、建替え時などに、１ つの建物に複数の施設が入居する手法で、これまでにも行われてきました。建物共用は、同じ建物、同じ部屋を、曜日や時間帯によって別の施設として使う方法です。

これらの方策は、既に一部実施されているものもありますが、今後はより積極的に取り組めるような体制づくりが重要であると考えられます。

■統廃合（機能移転）

今後の人口減少に適切に対処し、コンパクトなまちづくりに取り組むとともに、将来にあっても豊かさとゆとりを実感できる、持続可能な地域社会を目指します。既存公共施設においては、維持（建て替え）、廃止（取り壊し）、譲渡（民間等譲渡）、複合化のいずれかを選択し、維持（建て替え）を選択した場合には、既存施設に対して減築若しくは、他の施設との複合化を検討することとします。

検討対象施設については、建築基準法改正前 1986 年（昭和 56 年）以前に建てられたもの、また、建物の構造・用途別に耐用年数を設定し、

2055 年までに耐用年数を超える施設を対象とするほか、耐用年数に満たない施設においても、現在の利用状況によって前倒しで廃止するもの、将来の地区別人口及び年齢構成データをもとに施設ごとの利用状況を加味し、廃止または維持、民間への譲渡とする施設に分類し、譲渡にあっては準備期間を考慮した時期を定めることとして、整理を行います。

■施設の複合化

役場庁舎と公民館、スポーツ施設と文化施設等々、異種の複合化により利用度の増加にも繋がります。施設の複合化は、資産更新問題が登場する前から、各町で実施され、それなりの実効を上げています。共用部分は延床面積の 40%を占めるという報告もあり、10%を超えるコストダウン実績も強調されています。今後は複合化施設の増加が予想されます。

■民間委譲

将来、使用予定のない施設などについては、施設の民間委譲を検討します。委譲時期は、現状の施設の利用状態、老朽化の度合いなどを勘案のうえ個々に決定します。

■広域化

現在、広域有害鳥獣焼却施設や生ゴミ処理場などについては、近隣の市町村と共同して施設の共同利用等を行っていますが、今後、その他についても必要に応じて広域化した施設の共同利用を検討していきます。

②インフラ系施設

インフラについては中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、予算を平準化していくため、インフラの長寿命化を図り、大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要です。このため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である、早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」の導入を推進します。

維持管理コストは、管理水準や採用する構造・技術等によって大きく変化します。このため、新設・更新時には、維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用するほか、修繕時には、利用条件や設置環境等の各施設の特性を考慮するなど合理的な対策を選択します。

4. 公共施設等の維持管理方針

（１）点検・診断等の実施方針

公共施設の基本的考え方は、適正な公共投資並びに公共施設の維持管理費を節減するためのコンパクトなまちづくりに資するべく、建替・更新時の統廃合などでの維持・再編を図ります。

施設の適切な維持管理により建物の性能を十分に発揮することができます。専門的・技術的知識のほか、日常の維持管理が重要となります。

公共施設等は利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は各施設で異なり、その状態は刻々と変化します。現状では、これらの変化を正確に捉え、施設寿命を精緻に評価することは技術的に困難であるという共通認識に立ち、各施設の特性を考慮した上で、定期的な目視点検・診断により状態を正確に把握します。

インフラについても、維持管理費の節減を図るため、施設の長寿命化をはかります。インフラの健全度の把握については、定期的な点検の実施による予防的かつ計画的な対応を行うこととします。

定期的に適正な点検・診断を実施し、次期の点検・診断等に活用します。

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設については、建物の劣化状況や担当部署の意見、各施設の耐用年数経過状況を踏まえて検討し、社会状況の変化、町民ニーズの変化等を考慮し修繕・更新を計画的に実施します。

更新に際しては光熱水費などの維持管理費の削減につながる仕様を推進しま

す。

（３）安全確保の実施方針

施設については、災害時の避難施設としての役割を持つ施設も多く、その機能・安全性の確保に向けた施設価値を向上させる取り組みも必要となります。バリアフリー[2]化の充実およびユニバーサルデザインの活用を図り、町民誰もが利用しやすい施設・設備の整備を進めていきます。環境性能など質的向上への対応、建設廃棄物の抑制、省エネルギー化の推進など環境にも配慮します。

また点検・診断等により高い危険度が認められた施設については、立入禁止や利用休止などの安全対策を講じ、利用者の安全性を確保します。なお、引き続き利用が必要と判断された場合は、緊急性・重要性を勘案して、必要な改修等を行います。また、供用廃止となり、かつ今後も利用見込みのない施設については、速やかに除却や売却等の検討を行います。

（４）耐震化の実施方針

耐震化未実施施設について、本計画の方針に沿って当該施設の利用状況や将来の方向性を判断したうえで、計画的・効果的な整備実施を図ります。

[2] バリアフリー…障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。段差のない住宅・道路の敷設や点字ブロック、補聴器などの普及、シンプルな機能で使いやすい家電など。

（５）長寿命化の実施方針

今後も維持継続していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

また、今後策定する個別の長寿命化計画については、公共施設等総合管理計画における方向性との整合を図ります。

①大規模改修時期の検討

長寿命化の目標は、一般的に建替えや解体まで 60 年の施設を 80 年にするなどの長寿命化目標とし、大規模改修等を実施することも検討します。将来の維持更新費の算出には、通常 30 年で大規模改修時期を迎える公共施設に対し、40 年で大規模な改修を実施して 80 年に到達するまで使用するなど施設の建替え時期を考慮して、延命化を検討します。

②公共施設（建物）の長寿命化

公共施設（建物）は、点検・改修などを計画的に実施し、内装や設備機器を定期的に交換することにより品質を向上させ、耐用年数の延命化を推進します。

また、廃止する公共施設の中でも耐久性の高い構造施設は、用途変更を検討して、建物の内装や設備などを改造し、長期間使用することが可能となります。

③インフラ施設の長寿命化

インフラ施設は、個別の長寿命化計画などに基づき、耐久性の高い材料の採用、施工方法などを検討し、品質を向上させるため、予防保全による計画的な修繕を行い、使用期間の延命化を推進します。

5. フォローアップの実施方針

この計画の内容については、今後の財政状況や環境の変化に応じて、適宜見直しを行います。

Ⅳ 施設分類ごとの基本方針

1. 公共施設（建物）

（1）行政施設

役場庁舎については、建築後 40 年以上経過しており、建物の耐用年数から計算して 10 年以内には更新の時期を迎えます。直近では 2011 年度に大規模改修を行っており、耐震化、長寿命化を実施しています。

今後は、年間の維持管理費の圧縮に努めつつ、長寿命化などの措置をとるなど、より長く施設を維持する方法を検討します。

（2）保健福祉施設

保健福祉施設においては、年齢区分別の将来の人口推移の見通しから、高齢者福祉関連の施設への投資額が増加することを想定しなければなりません。現在の施設を長寿命化などの措置で長持ちさせることを検討します。

（3）集会施設

集会施設は既に更新時期を迎えているものも多くあり、全体的に老朽化率が高い状況です。今後の地域の在り方や維持管理の効率等を考慮し、住民の要望に沿って効率的な配置や建替えについて検討します。

（4）社会教育施設

社会教育施設は更新時期にはばらつきがありますが、建築規模の大きいものが多く、利用状況や維持管理費を考慮して更新後の方針を検討する必要があります。

（５）産業関連施設

町の基幹産業を支えるために必要な施設については、維持管理費の圧縮と長寿命化による措置等の対応を検討します。

（６）観光施設

観光施設は、比較的新しいふれあいのもりを除くと、ほとんどが老朽化した古い施設になります。利用状況や維持管理費を加味し、利用時間帯や利用時期、利用料金等の見直しも視野に含め検討します。

（７）学校教育施設

本町の学校施設については既に統廃合により整理されていますが、廃校となった校舎や体育館については、民間への貸付による活用などを実施しており、今後の運営方法等についても検討します。

（８）住宅

公営住宅等の管理・運営については、住生活基本計画や長寿命化計画の方針に沿って進めて参ります。

（９）その他

上記の他、医療施設や環境衛生施設など、住民の生活に必要不可欠な施設については、年間の維持管理費用の圧縮に努めつつ、適切な規模での更新を検討します。

2. インフラ系施設（建物）

（１）道路

本町の道路のうち、整備されてから 30 年以上経過しているものが約６割を占めています。今後約 20 年間のうちにそれらの道路が耐用年数を迎えることになるため、効率的な修繕や改修の費用配分を検討する必要があります。

（２）橋梁

橋梁については、長寿命化計画に沿って、予防的保全に注力しながら、将来にかかる修繕費用や維持管理費用の縮減に努めます。

（３）公園

市街地や住宅地の公園については、各自治会への管理委託を継続する方針です。

（４）上下水道

上下水道施設については、今後策定を予定している経営戦略に沿って、管渠などの設備の修繕及び長寿命化を検討し、効率的な設備投資や維持管理に努めます。

また、農業集落排水については、町が管理者として、経年劣化した排水路を改修し維持管理に努めます。